

令和2年6月

太子町立小中学校
保護者の皆様へ

太子町教育委員会

小中学校における登下校時の携帯電話の取扱いについて

梅雨の候、保護者の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本町の教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、大阪府教育庁が公表した「小中学校における携帯電話（子供向け携帯やスマートフォン等を含む。以下携帯電話と表記）の取扱いに関するガイドライン」における、登下校時の緊急連絡（災害時や防犯上）のための「持ち込み禁止」方針の「一部解除」を受けて、本町教育委員会で、本町校園長会とも協議・検討しました結果をお知らせいたします。

本町では従来より携帯電話は学校生活に本来必要のないものであり、破損、盗難、紛失、SNSや撮影でのトラブル等の懸念もあって学校への持ち込みを「原則禁止」とし、携帯電話やインターネットの適切な利用についての学習などを、各校で進めてきたところです。さらに、インターネット上の非公式サイトなどを利用し、特定の児童生徒の誹謗中傷が行われるなど「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめが生じています。また、児童生徒が出会い系サイト等のインターネット上の有害な情報に携帯電話からアクセスし、犯罪に巻き込まれるという事件も相次いでいます。

このような経緯を踏まえ、本町教育委員会では、これまでの方針を継続して、

携帯電話の学校への持ち込みについて「原則禁止」

とさせていただきますこといたしました。ご理解の程よろしく願いいたします。

なお、特別の事情がある場合は、学校にお申し出頂き、相談の上、許可するかどうか決定後、遵守事項をご確認の上、各校に備えている書類をご提出いただきますので、各校にご相談ください。

引き続き、ご家庭におかれましても、日頃から携帯電話、インターネット、ネットゲーム等の適切な使い方について、お子様と十分にお話しいただき、お子様が責任と自覚ある行動をとれるようご指導いただきますようお願いいたします。